

府内藩御用紙すきについて

二 宮 好 雄

大分町賀来字妙部に住む今村茂樹氏の家を現在も紙屋と呼んでいる。藩政末期まで御用紙すきであり、現在まで精巧な竹す・ますなどが保存されている。

同家が御用紙すきに召かかえられた成行が残されているので全文をあげておく。

なお、府内藩日誌では該当日誌が欠けているので事実を確認することができなかつた。享和元年楮の仕入差止めの理由については記録されていないが、安政五年賀来庄屋文書中につぎのように御用紙すきに対する処分があげられている。

一、申渡 賀来村紙漉 青藏、久藏、為吉、万作

定太郎、市藏

拔壳によりトガメ立の上永く暇する筈のところ、格別のとりなしを以て押込。

一、申渡 賀来村 惣右衛門

拔壳により領内引掃い

一、申渡 賀来村 熊吉、寅吉
紙漉為吉の出奔を知りながら届出せず、漉出の紙や楮など買取り押込め、

一、申渡 賀来村 吉藏

大工町安吉に拔壳り押込科料藩札七拾分。

以上何れも御用紙すきの拔壳りに起因するもののようにある。

寛政五年

府内様江被召抱紙漉立帳

丑七月

今 村 甚 藏

一、生國薩州河鍋之郡石緒とり甚兵衛伴今村甚藏

一、佐伯江龍在候處從府内様被成御貰度申付為御使酢屋平右衛門殿伴吉殿差越候

其年三月此許罷越酢屋平右衛門殿方へ滞留

一、彼方様江龍在候は三人扶持手伝式人被仰置候

一、寛政五年丑正月為御使佐伯江龍越候

安兵衛弥右衛門ヲ以御郡代高瀬良左衛門殿江申入候て御家

老様方御評定之上私龍越申候段被仰付候

御褒美五貫文被仰付於私茂契奉恐悅候(2)

衛門所宿仕居申候私着候段ハ平右衛門名言上仕候右御抱
下候義ハ御扶持米之義三人扶持手伝式人被仰付手伝御扶持
切米ハ御上方被下置候事
一、被仰付候段ハ吉松清大夫殿右之趣被仰付候尤屋敷内見
分之儀は四月六日にて御座候其節御役人様は牧倉治殿醉屋
平右衛門伴吉私共御召連被成参申候事

一、賀米村大坪之内妙部屋敷と申所居申候而宣御座候故其所
如御座候を御見分被成置申上候得は其後御家老様方御兩人
御用人様大目付御町御奉行御勘定方被為遊御出御見分上右
妙部屋敷御普請被仰付右畠主ニは下河原と申所ニ而被仰付
替地相成申候

一、普請方出来不致候而者紙質仕候無之候故私質六枚仕候ト

申候
一、紙漉立候は七月五日漉始申候御家老様津久井伊左衛門様
御鄰代様御見分年頭八朔日御礼斗リ罷出候様被仰付候出火
之節たり共離付三罷出不及申候様被仰付候

一、其暮紙漉方出精三付為褒美白銀三両被下置候①其後年々
も段々御座候得は夫々記不置候

一、其後大引合紙式百枚御献上仕候処御上方御満足被上思召
下

一、享和元申年楮仕入方御上右被差止メ私三人扶持式人扶持
相成御切米御直シ被下候手伝式人御止メ方被仰付候尤私切
米四石九斗式人扶持相成申候
一、家屋敷之儀甲子八月大水ニ而半之破損仕書付差上申候是
迄損方御座候は御上右被成被下來リ候其所々破損方多御座
候ニ付又々御願申上候は右之家屋敷私此後被下候は私破損
方取つくり可仕と御願申上候処願之通被仰付候 以上
註 (1)(2) 別に紙漉立仕切帳ありそれに記註されている。

地名白紙について

二 宮 好 雄

賀来地区の中島東院間に條里制田や湿田を中心とした字名に
白紙(へらかみ)がある。ここは数年前賀来中学校建設の第一
候補地で他の第二、第三の候補地とともに地主交渉で行きつも
どりつしたが、「とうとう白紙にもどつたそうだ」
「白紙にもどしたというのか白紙の地にもどつたというのか」
「いや白紙(へらかみ)も白紙(はくし)のふりだしにもどつ
たそだ」とまるで落語を地で行くような話であった、中尾の敬老(耕
作者)の話によるとこの附近の湿地は昔は相当に広くかつ深田
であつた、非常に出来が悪く上納のツケは出来高附出しの白紙
一任であつたのでこの名ができるといった。(二宮理)